

三島市新規最終処分場基本計画（案）における質問に対する回答（Q & A）

加茂町内会様より、令和 3 年 12 月 25 日にいただきました新規最終処分場基本計画（案）に係る説明会における御質問に対しまして、三島市として回答いたしましたので、その内容について皆様にお知らせいたします。

○お問い合わせ先

三島市環境市民部廃棄物対策課

ごみ処理施設整備推進室

電 話：055-971-8993

FAX：055-971-8994

Eメール：haitai@city.mishima.shizuoka.jp

目次

- Q 1 次期焼却施設の建設について、賀茂之洞地区が候補地となるのか。 P 1
- Q 2 ダイオキシン類が、最終処分場から場外に漏れているのか。 P 1
- Q 3 第一埋立地は遮水シートの設置が必要であり、昭和 52 年の廃掃法に
違反しているのか。 P 2
- Q 4 市の職員で計量士の資格を持っている人数、また、名前と免許番号を
教えていただきたい。 P 3
- Q 5 2 回目の水質検査調査報告書に計量証明書を添付しなかった理由を
教えていただきたい。 P 3
- Q 6 赤褐色の水の原因を究明していただきたい。 P 3
- Q 7 候補地選定委員会の土居座長が「産業廃棄物最終処分場のプラスチックが
含まれる盛土に関する論文」を書いていたか確認していただきたい。 P 3
- Q 8 土石流危険溪流について、別の専門家の見解をいただきたい。 P 4
- Q 9 埋立期間を 15 年とした理由が不明。維持管理施設や維持管理期間が
計画諸元に記載がない。また、ルール違反ごみについて、10 日間も
置いたままにする理由の回答をいただきたい。 P 4

Q 1 次期焼却施設の建設について、賀茂之洞地区が候補地となるのか。

A 1 今後の廃棄物処理施設の建設についてでございますが、次に建設が必要となるのは、15年程度先になると考えております。

新たな焼却施設を建設する際には、まず第一に、廃棄物処理の広域連携について検討していくこととしております。広域連携する可能性のある市町と協議を行い、建設候補地を選定していく中で、最終的に建設地が他市町となる可能性はあります。

その新たな焼却施設につきましては、どこの市町に建設するとしても、負担の公平性を原則とするとともに、周辺環境なども考慮したうえで、適地となる候補地が選定されると考えます。

また、広域連携が実施できず、本市単独で施設を建設することとなった場合には、最新技術による熱エネルギー等を利用した地域還元や地域振興支援などを含め、建設候補地の公募方式の採用も見据える中で、候補地選定を進めることになると考えます。

なお、候補地の選定方法といたしましては、負担の公平性を原則とする観点から、既に廃棄物処理施設が立地する地域への配慮を最優先とする選定方法が採用されると考えます。

加えて、賀茂之洞地区につきましては、周辺が厳しい傾斜の地形であることから、建設の適地とはならず、次の新たな焼却施設を建設することは、非常に難しいと考えております。

いずれにいたしましても、当面は、広域連携の可能性を、県のご指導をいただきながら、十分協議を進めていくこととしております。

Q 2 ダイオキシン類が、最終処分場から場外に漏れているのか。

A 2 令和3年11月30日に提出いたしました「三島市清掃センター周辺のダイオキシン類等調査報告書」では、三島市清掃センター第一埋立地原水、加茂インターチェンジ南側側溝横穴湧水及び市道祇園原線溢水の分析を行った結果、ダイオキシン類濃度は全て基準値以下でございましたが、第一埋立地原水とその他の2カ所の数値には大きな開きがございました。

また、同じ場所から採取した物質の調査につきましては、「試料1」三島市清掃センター第一埋立地原水ピット汚泥、「試料2」加茂インターチェンジ南側側溝横穴堆積物及び「試料3」市道祇園原線赤土等の分析を行った結果、「試料2」と「試料1」及び「試料3」は異なる物質であると推測され、また、「試料1」と「試料3」は同じ物質ではない可能性が推測される、

との分析結果となっております。

ダイオキシン類は、有機塩素系化合物の生産、金属の精錬、廃棄物の焼却などに伴って生成される化合物でございます。また、ダイオキシン類は、自然界でも発生することがあり、森林火災や火山活動などによっても生じるため、自然界に存在しているものでございます。環境省が発表した「令和元年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」におきまして、大気や公共用水域等を調査した全国ほぼ全ての地点からダイオキシン類が検出されていることから、市道祇園原線等で検出されたダイオキシン類が最終処分場由来の物であるとは特定できないと考えます。

ダイオキシン類の調査につきましては、現在、清掃センター周辺の大気中のダイオキシン類の測定を年 2 回、浸出水処理施設の処理水及び観測井戸 4 カ所の地下水を年 1 回測定し、安全であることを確認しておりますが、今後も、定期的に測定を行い、周辺環境に影響を及ぼさないよう監視を続けるとともに、従前から実施しております町内会様への測定結果の報告を継続してまいります。

Q 3 第一埋立地は遮水シートの設置が必要であり、昭和 52 年の廃掃法に違反しているのか。

A 3 昭和 52 年 3 月 14 日に制定された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」第 1 条第 1 項第 5 号におきまして、埋立地には公共水域及び地下水の汚染防止措置として、遮水シートの敷設等が規定されておりますが、ただし書きとして、一般廃棄物のみの埋立地については、この限りでないと規定されております。

また、同号イにおきまして、浸出水の埋立地外への浸出防止のため、遮水シートの敷設又はこれと同等以上の効力を有する遮水工を設けることが規定されておりますが、ただし書きとして、内部側面又は底面の表面に不透水性地層がある場合には、この限りでないと規定されております。

第一埋立地は、この規定に基づき、埋立地の底面に不透水性地層として厚さ 1.5 メートルの粘土層を敷設しておりますので、遮水シートを敷設しておりません。

昭和 58 年に設置の届出をした第一埋立地は、静岡県知事の審査を受けておりますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には違反していないと考えます。

Q 4 市の職員で計量士の資格を持っている人数、また、名前と免許番号を教えてください。

A 4 職員が有している資格につきましては、職員からの申告により確認をしておりますが、計量士の資格を取得している職員は、把握しておりません。

Q 5 2 回目の水質検査調査報告書に計量証明書を添付しなかった理由を教えてください。

A 5 令和 3 年 10 月 15 日に提出いたしました「三島市清掃センター加茂町内溢水等成分分析業務報告書」は、町内会様へ調査結果をお知らせする報告日を令和 3 年 10 月 15 日とお伝えしていたため、委託業者から計量証明書が清掃センターに届く前に報告書を提出したためでございます。

なお、計量証明書につきましては、令和 3 年 10 月 18 日付けの計量証明書を清掃センターで保管しております。

Q 6 赤褐色の水の原因を究明していただきたい。

A 6 赤褐色の水につきましては、現在、原因を特定できておりませんが、今後も、市の関係各課が事業などを実施する際、水質調査などを実施することで、原因究明に努めることといたします。

Q 7 候補地選定委員会の土居座長が「産業廃棄物最終処分場のプラスチックが含まれる盛土に関する論文」を書いていたか確認していただきたい。

A 7 三島市新規最終処分場候補地選定委員会座長の土居洋一氏が、「プラスチック等が混入した廃棄物地盤の強度特性と現場試験方法」という論文を発表していることを確認いたしました。

Q 8 土石流危険渓流について、別の専門家の見解をいただきたい。

A 8 土石流を発生させる土石は、山腹斜面（谷壁斜面）の崩壊物が谷底に堆積したものが主体となります。言い換えれば、山腹斜面（谷壁斜面）に崩壊が発生しなければ土石流の供給源は生じないということになります。

最終処分場の建設に際しては、周辺斜面を切土整形して安定したのり面を構築することが最終処分場の機能維持という観点で必須と考えられ、結果的に土石流発生リスクはほぼ解消できると推定されるとの評価を、前回のご報告とは別の専門家からいただいております。

Q 9 埋立期間を 15 年とした理由が不明。維持管理施設や維持管理期間が計画諸元に記載がない。また、ルール違反ごみについて、10 日間も置いたままにする理由をいただきたい。

A 9 埋立期間につきましては、国が定めた廃棄物最終処分場性能指針を踏まえ 15 年といたしました。

ごみ排出量につきましては、令和 2 年度に策定した「第 2 期住むなら三島・総合戦略」の人口推計や三島市一般廃棄物処理基本計画及び維持管理データなどから推計しております。

次に、集積所に残されるルール違反ごみは、燃えるごみの中に不燃物や 30 cm 以上の粗大ごみが混入していたり、資源ごみに 50 cm 以上の粗大ごみを排出しているなど、本市のごみ排出ルールに沿っていないため、収集せず、集積所に置いてくるものでございます。

その理由は、正しく排出されたごみと一緒に収集してしまうと、施設や収集車両の故障等を引き起こすことがあるためでございます。

また、ルール違反ごみの排出者に違反状態を是正していただくことで、排出ルールを理解していただくためでございます。

なお、集積所に残されたルール違反ごみは、原則 10 日間置いておくこととしておりますが、環境衛生上の観点から、生ごみが混入しているものにつきましては、御連絡をいただければ、10 日以内でも収集しております。